

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に  
関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令案  
について

## 1. 背景

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「法」という。）において、我が国の外部から行われる、役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として基幹インフラの特定重要設備が使用されることを防止するため、特定重要設備の導入・重要維持管理等の委託に関する計画書の審査、特定重要設備の導入の中止等の勧告・命令等が規定されている。

国土交通省が所管する特定社会基盤事業に係る、特定重要設備の内容や届出義務の対象となる特定重要社会基盤事業者の指定基準等については、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和 5 年国土交通省令第 62 号。以下「省令」という。）において定められているところ。

今般、事業者における事業規模の拡大や事業譲渡の動き、特定重要設備に当たるシステムの更改の実態等を踏まえ、より実態に即した内容に改める必要があることから、貨物自動車運送事業における特定重要設備の内容、特定社会基盤事業者の指定基準について、法第 50 条第 1 項において主務省令で定めることとされた事項について改正する。

## 2. 概要

### （1）特定重要設備の内容

省令第 1 条第 3 号に規定している一般貨物自動車運送事業における特定重要設備は、下記のいずれかの機能を有する情報処理システムとする。

- ・ 事業用自動車の配車計画及び運行計画を作成する機能
- ・ 貨物の種類や荷受人、到達地、現在地等の貨物の運送に係る情報を確認するための機能

### （2）特定社会基盤事業者の指定基準

省令第 2 条第 3 号に規定している一般貨物自動車運送事業における特定社会基盤事業者の指定基準について、下記の要件をいずれも満たすこととする。

- ・ 保有する事業用自動車の台数が 5000 台以上であること。
- ・ 営業所その他の事業場の数及び配置その他の事項から見て全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるものであること。

### （3）其他所要の改正

## 3. スケジュール（予定）

公 布： 令和 7 年 5 月  
施 行： 公布の日